# グループホームじねん　運営規程

## （介護予防）認知症対応型共同生活介護

### 認知症対応型短期利用共同生活介護
### 介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護
### 共用型認知症対応型通所介護・介護予防共用型認知症対応型通所介護

（事業の目的）

・　自然株式会社が開設するグループホームじねん（以下「事業所」という）が行う《指定認症対応型共同生活介護（指定介護予防を含む）指定認知症対応型短期利用共同生活介護（介護予防含む)、指定共用型認知症対応型通所介護（介護予防含む)》（以下「事業」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等（以下「従事者」という）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認を含む)、指定認知症対応型短期利用生活介護（介護予防を含む)、共用型認知症対応型通所介護（介護予防を含む）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

・　指定認知症対応型共同生活介護および指定認知症対応型短期利用生活介護の提供にあたって要介護者であって認知症の状態にあるものに対して、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護の提供にあたって、要支援状態であって認知症の状態にあるものに対して、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上に努める。

３　指定共用型認知症対応型通所介護および指定介護予防共用型認知症対応型通所介護の提供にあたっては、その認知症である利用者が可能な限りその居宅にお

いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担の軽減を図る

３　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

名称及び所在地は、次のとおりです。

・　名　称　　グループホームじねん

・　所在地　　愛知県田原市豊島町釜鋳硲６７番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

（１）管理者　　１名（常勤兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）計画作成担当者　　１名（常勤兼務）

計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じ、かつ地域の様々な資源を活用した介護計画を作成する。

（３）　介護職員　　８名以上

（常勤専従　２　名　兼任　４名　　非常勤　２名　）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

介護職員は、介護計画に基づきサービスの提供にあたる。

（４）　看護職員　　１名（非常勤）

入居者の体調管理、協力病院との連携を行う。

※協力病院（みやきファミリークリニック）との医療連携

（利用定員）

・　事業所の定員は　９人　とする。

（指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供方法）

第６条　利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の症状を緩和し、安心して日常生活が送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持ち、生き生きとした自立した日常生活を送ることができるよう支援する。

２　介護計画を個別に作成する。その内容については、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

３　地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

４　介護計画に基づいてサービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理、評価を行う。

介護計画の作成後も、実施状況及び利用者の様態の変化等を把握し、必要に応

じて介護計画の変更を行う。内容については、その都度利用者に説明する

（短期利用共同生活介護）

第７条　当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

２　短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき１名とする。

３　短期利用の共同生活介護の利用は、あらかじめ３０日以内の利用期間を定めるものとする。

４　短期利用共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

５　入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者および家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする

（共用型認知症対応型通所介護）

第８条　グループホームじねんの共有スペース（デイルーム、食堂、機能訓練室等）を活用して認知症対応型通所介護を行うものとする。利用定員は３名までとする。当事業の運営に関する規定は認知症対応型通所介護・デイサービスじねんの規定に準じるものとする。

利用　（利用料その他の費用）

第９条　事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型短期利用共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護・指定共用型認知症対応型通所介護および指定介護予防共用型認知症対応型通所介護の利用料等は介護報酬の告示上

の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の提示する支払いを受けるものとする。

２　次にあげる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

**食事の提供にかかる費用**　1900 円/日

（朝食　400 円　昼食　750 円　夕食　750 円　嗜好品：おやつ、ジュース等　200 円）

※欠食を希望するときは　3 日前に申し出ることとする

**家賃**　60,000 円/月

※月途中における入退所については、日割り計算とする。

**水光熱費**　21,000 円/月

※月途中における入退所については、日割り計算とする。

（４）　**共益費**　2,000 円/月

（トイレ修理費、環境緑化費、環境消臭費等）

※月途中における入退所については、日割り計算とする。

（５）　歯ブラシ、歯磨き粉、ポリデント　（個人負担とする）

（６）　共用型認知症対応通所介護に関しては、昼食、おやつ代 900 円とする

３　上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当

該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者またはその家族の同意を得る。

４　その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度

利用者又は家族に説明を行い、同意を得たものに限り徴収する。

（入居にあたっての留意事項）

第 10 条　入居の対象者は、要介護状態または要支援状態であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むのに支障がない者とする。

２　入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症であることの確認を行う。

3　短期利用共同生活介護の利用者の入居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

4　介護職員等に対しての身体的・精神的・性的ハラスメント行為を禁止する。場合によっては、利用中止させて頂きます。

5　事業所の許可を得ずに、無断で録画・録音等を行い、他者のプライバシーの権利や人格権等を侵害する行為を禁止します。

6　事業所と家族の頼関係が崩れ、関係修復が不可能な場合又は今後も信頼関係の構築が困難と判断した場合は、利用中止させて頂きます。

・事業所に対して虚偽の報告
・不当な苦情やサービス提供における非協力行為
・SNS 等での嫌がらせ行為
・その他事業所の運営において支障となるような行為

（緊急時における対応）

第 11 条　利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関に連絡すると同時に利用者の家族に連絡をする。必要な措置を講じる。

2　事故が発生した場合は、当該利用者の家族に連絡するとともに必要な措置を講じる

・ 事故の状況及び事故にとった処置について、忌憚なく当該利用者の家族に説明する。
・ 事故報告を市へ提出する。
・ 原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
・ ヒヤリハットの再検討を行う。
・ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第 12 条　天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2　非常災害に備えて、消防計画を作成する

・ 防火責任者　　管理者（　河邉　きみ江　）
・ 火元責任者　　（　河邉　きみ江　）
・ 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。
・ 非常災害用設備は常に有効に保持する。
・ 防火責任者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

避難訓練　　年２回
地震訓練　　年２回

・ その他必要な災害防止策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（衛生管理等）

第 13 条　事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

2　感染症が流行期またはその兆候がある時期においては、面会や外出等、かつ施設内の立ち入りを制限する

3　外出される際（特に感染症が流行又はその兆候がある時期）は、外出先を告げて、感染症予防に努めて頂く。偽りでもって外出はしない。

（苦情処理）

第 14 条　利用者またその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、次の窓口を設置する

苦情相談窓口　　管理者　（河邉きみ江）

・　苦情内容の記録

・　事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

（個人情報の保護）

第 15 条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

（秘密の保持）

第 16 条　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（運営推進会議）

第 17 条　事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

2　事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

（退居にあたっての留意事項）

第 18 条　退去にあたり利用者は、居室内を破損、壁や床などに汚れ、傷がある場合は原型（入居時）に修復して退去するものとする。

２　　退去時には、利用者は居室及びエアコン等のハウスクリーニング費用を負担する。

（その他に関する留意事項）

第 19 条　　従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　　採用後　３　か月以内

（２）継続研修　　年　　４　回

２　事業所は、記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は自然株式会社代表と事業所の管理者　との協議に基づき定めるものとする。

**第 20 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。**

**1　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を、定期的に開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業者に周知徹底を図る。**

**2　事業所における虐待防止の指針を整備する。**

**3　事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止の為に研修を定期的に実施する。**

**4　前三号に掲げる措置を定期に実施する為の担当者を定める。**

附則

この規程は、平成　24 年　4 月　1 日から施行する

この規程は、平成 27 年 5 月　1 日から施行する

この規程は　平成２８年６月１日から施行する

この規程は　平成 28 年 10 月 1 日から施行する

この規定は　令和 2 年 4 月 1 日から施行する

この規定は。令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。